

神戸港遊覧船事業活性化に向けた実態把握調査等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年 7 月

神戸市港湾局振興課

1. 業務名

神戸港遊覧船事業活性化に向けた実態把握調査等業務

2. 業務の目的

神戸港を周遊する遊覧船は、港町神戸の魅力を海上から体験できる、非日常型の観光コンテンツとして、ウォーターフロントエリアの魅力の象徴であるとともに、国内外からの集客機能を有している。他方、遊覧船事業者の足元の経営環境は厳しく、船員不足、船価や燃油価格の高騰など深刻な課題が多いため、顧客の新規開拓等に必要な設備投資には消極的とならざるを得ない。

他方、我が国の人口減少に伴い、国内旅行客数が減少する中、乗船者の 9 割が国内旅行者（2024 年実施のアンケート結果による）である遊覧船事業においては新たな顧客開拓が必要と考えられる。加えて、神戸では 2030 年に向けて神戸空港における国際線の定期便就航を目指しており、今後、東アジア、東南アジアを中心としたインバウンド需要の増加が見込まれている。そこで、今後のさらなるインバウンド需要を神戸ウォーターフロントエリア（メリケンパーク、ハーバーランド、新港町を指す。以下「WF エリア」とする。）に取り込むべく、マーケティング戦略に基づく遊覧船の効果的な魅力発信を行い、観光コンテンツの維持・発展を推進することが重要と考えられる。

そのため、WF エリアに訪れているインバウンド旅行者の人流分析を行うとともに、それを踏まえた遊覧船利用に対する潜在的ニーズを把握する。さらにその分析結果に基づき 2030 年に向けて本市が取り組むべき遊覧船利用促進施策案を検討・整理する。

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで

(3) 委託金額

本業務における契約は、金 19,000,000 円(税込)を上限とする。

(4) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

4. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

5. 応募資格

本業務に応募するものは、次のすべてに該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当するもの
- ② 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月 15 日市長決定)に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月 26 日市長決定)に基づく暴力団等に該当するもの
- ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

※ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「提出書類等」に加え「法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)」、「納税証明書その3の3(法人税と消費税及地方消費税)」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

6. 選考スケジュール

実施要領配布	令和8年7月 27 日(月曜)
登録申込・質疑受付(※)	令和8年7月 27 日(月曜)から 令和8年8月10日(月曜)17 時まで
質疑回答	令和8年8月中旬
企画提案書の提出期限	令和8年9月8日(火曜)17 時まで
プレゼンテーション	令和8年9月上旬～中旬(予定)
選考結果通知	令和8年9月下旬(予定)

※ 登録申込及び質疑受付について

(ア) 受付期間 令和8年7月27日(月曜)から令和8年8月10日(月曜)17 時 00 分まで

- ・ 企画提案参加申込兼質問書(様式1)を作成し、後述の「10. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにて送付の上、併せて電話連絡を行うこと。なお、登録申込を行っていないものによる応募を受け付けない。
- ・ メール送付時には指定する下記の件名とともに、メール本文に、応募予定事業者の事業者名、代表者の住所、代表者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載すること。

件名:「神戸港遊覧船事業活性化に向けた実態把握調査等業務」の登録申込

(イ) 質問に対する回答は、8月中旬に登録申込したメールアドレス宛てに送付する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

7. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込兼質問書(様式1)
- ② 事業者概要書(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 企画提案書(任意様式(表紙:様式4))
 - A4版とし、表紙・目次を除き 20 ページ以内とすること。
 - ただし以下については、必ず記載すること。
 - (ア)法人概要
 - (イ)業務実績
 - (ウ)事業実施方針
 - ・本業務の実施方針、業務実施にあたっての課題認識、業務手順・工程等についての基本的な考え方を記載すること。
 - (エ)提案内容
 - ・仕様書に記載の「提案要求内容」に沿った内容を記載すること。
 - (オ)実施スケジュール
 - (カ)事業実施計画
 - (キ)実施体制
 - ・スタッフの人数、配置計画、業務責任者の履歴。
 - ※A4版に加え、補足資料がある場合はA3版の任意様式で提出を認める。
 - ※日本語、横書き、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載することとし、分かりやすい資料とすること。
- ⑤ 見積書(任意様式)
 - 実施に要する費用の内訳が分かるように記載すること。
- ⑥ 直近3か年の財務諸表
 - (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(任意様式))
 - ※共同事業体の場合は構成員も含む
 - ※キャッシュフロー計算書を作成していない場合は貸借対照表、損益計算書の2点を提出すること。
 - ＜共同事業体による応募の場合＞
 - 以下の内容を遵守すること。
 - (ア)共同事業体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
 - (イ)代表者は、①企画提案参加申込兼質問書(様式1)、④企画提案書(表紙:様式4)に基づく業務の総括、代表者以外の構成員間の調整、実行委員会との調整の窓口を行い、構成員は役割分担をすること。
 - (ウ)共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体の代表者及び構成員になることができない。
 - (エ)①企画提案参加申込兼質問書(様式1)については代表者のみ提出することとし、③誓約書(様式3)については、代表者及び構成員共に各社押印の上、提出すること。加えて、共同事業体結成届出書(様式5)を提出すること。

(2) 提出部数

- ・ ①企画提案参加申込兼質問書(様式1)、②事業者概要書(様式2)、③誓約書(様式3)はそれぞれ 1 を提出すること。
- ・ ④企画提案書(任意様式)及び⑤見積書(任意様式)は正本1部、副本6部を提出すること。また、正本には、社名入りの表紙をつけ、副本は、提案者が特定できないよう、全てのページにおいて社名及び社名を類推させるロゴ等を記載しないこと。

(3) 受付期間

令和8年7月27日(月曜)から令和8年9月8日(火曜)17 時 00 分まで(必着)

(4) 提出方法

- ・ 窓口への持参又は書留等による郵送に限る。また、別途上記①から⑤の資料の電子データを電子メールにて送付すること。
- ・ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第 28 号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時 30 分～12 時 30 分、13 時 30 分～17 時 30 分とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

(5) その他

提出された企画提案書等について、別途ヒアリングを行う場合がある。

8. 事業者の選考方法

(1) 選考基準

本事業の趣旨に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における以下の記載内容を踏まえて選考する。

評価項目		配点
業務理解度	・ 本業務の趣旨や内容を理解し、提案要求内容について、抜け漏れなく提案されているか。	20
提案内容	・ 遊覧船事業の振興および WF エリアの魅力向上を目的に、市が取り組むべき施策を検討するため取得・把握すべき情報についての仮説と、その情報を的確かつ効率的に取得するための手法について、的確かつ具体的に設定されているか。 ・ 人流データの把握によって得られる結果をどのように分析し、どのようなプロセスで、施策を検討するのか、また想定される施策案について、的確かつ具体的に提案されているか。また、その提案の実行は効果的か。	50
実現可能性	・ 事業スケジュールは計画性があり、事業を進めるために必要な体制が整っているか。 ・ 類似の業務実績を有しているか。	20
地元企業の受注機会	・ 地元企業もしくは準地元企業(本社が市内にないが、支店等が市内にある企業)であるか。	10
計		100

※地元企業の受注機会については、応募申込の代表企業または共同事業体の構成員に地元企業もしくは準地元企業とみなされる者がいる場合に点数を計上する。

(2) 選考方法

- ① 本企画提案の審査については、選考委員会が行い、その意見を受けて選考する。
- ② 選考委員は、選考基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 審査の結果、選考委員の全体評価点の合計が最も高い事業者を選考する。
- ④ 60 点を最低点とし、60 点未満の事業者は失格とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ① 選考委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選考終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

(4) 選考結果の通知及び公表

評価結果及び選考結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。

9. 留意事項

- ・ 応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・ いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ・ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・ 選考された事業者は、本市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・ 契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・ 契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、本市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について本市は一切の責任を負わない。

10. 提出先・連絡先

住所：〒650-0046

神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2F

神戸市港湾局振興課 担当：今西、脇田

E メールアドレス：kobeport@city.kobe.lg.jp

電話：(078)595-6282 ※受付時間 平日 9:30～12:30、13:30～17:30